

大和市告示第123号

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月11日

大和市長 大 木 哲

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱（平成15年大和市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者」の次に「（以下「許可申請者」という。）」を、「掲げる書類」の次に「（当該許可の更新を受けようとする者にあつては、第9号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項各号」を「許可申請者は、前項各号」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。